



第17期(2021年度)
ナショナル・トラスト活動助成
— 募集のご案内 —



第17期ナショナル・トラスト活動助成の概要

募集要項・申請書（様式）・過去の助成実績
など詳しくはWebサイトをご覧ください。



www.ntrust.or.jp/gaiyo/joseikin.html

● 助成の趣旨

美しい自然や希少な野生生物の生息地などの貴重な自然環境を守り、将来世代に引き継いでいくために、資金を提供する（公財）自然保護助成基金と、ナショナル・トラストの全国組織である（公社）日本ナショナル・トラスト協会が協力して、2005年に助成制度を立ち上げました。

この助成制度を通じて、開発等の脅威にさらされながら、日本の大切な自然を守るために活動している各地域のトラスト団体を支援します。

● 助成の流れ

2021年8月20日（金） 申請書の提出期限（消印有効）

2021年9～10月 審査（書類・現地）

2021年11月 助成先の決定

手続き後、助成金交付

※2年目以降も継続して助成を希望する場合は、単年度ごとに申請の手続きを行うことになります。

● 選考にあたっての観点

下記①～③の観点から審査を行い、優先順位の高いものを選定します。④に該当する場合は、選定に際し優遇します。

- ①法制度による保護の状況（国立公園等の指定状況）
- ②生物多様性の保全上の重要性
- ③助成後のトラスト地の維持管理体制
- ④景観保全上の重要性

● 主催団体

公益財団法人 自然保護助成基金

理事長 有賀祐勝

東京都渋谷区松濤1-25-8 松濤アネックス2F

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会

会長 池谷奉文

東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

● 助成の内容

【A. 土地所有状況調査助成】

土地を購入しトラスト活動を推進する準備段階において、トラスト候補地の土地所有状況調査にかかる費用を助成します。

<助成金額>

1件につき30万円を限度とします。

<応募資格>

- ・ 自然環境の保全等を目的として、1年以内に、地権者との交渉の開始やトラスト地の取得を目指しているトラスト団体
- ・ トラスト団体をこれから立ち上げようとしている個人

※ 調査を実施した後、最終的にトラスト地の取得につながらなかったとしても、助成金を返納していただく必要はありません。ただし、トラスト地を取得しなかった理由等を明記した報告書は提出していただきます。

※ 申請にあたっては、より円滑な手続きを進めるため、申請書を提出する前に日本ナショナル・トラスト協会と連絡をとり、対象となる活動がどうかや応募資格について確認してください。

<対象となる活動>

- ・ トラスト候補地の土地所有状況を把握するために必要な、不動産登記事項証明書や公図、固定資産課税証明書、森林簿、ブルーマップ等の取得にかかる費用（手数料等）
- ・ トラスト候補地が所在する自治体の税務課や固定資産税の担当部署等での情報収集にかかる費用（交通費、資料コピー代等）

● 申請方法

協会のwebサイトから申請書をダウンロードし、ご記入の上、お送りください。

www.ntrust.or.jp/gaiyo/joseikin.html

【B. 活動実践助成】

トラスト団体を立ち上げて、実際に土地を取得しトラスト活動を実践する費用を助成します。

<助成金額・件数>

助成金総額400万円・1～2件

1団体1案件につき、最長5年間での助成総額は800万円を限度としていますが、申請内容等をふまえ、限度額は審査委員会の判断で変更することがあります。

<応募資格>

国内で自然保護などを目的に活動している法人格をもつ団体

<対象となる活動>

- ・ 自然保護のために土地を購入する費用（あるいは借地にかかる費用）
 - ・ トラスト団体の立ち上げにかかる費用
 - ・ 本助成を活用して取得したトラスト地に係る維持管理費用、看板・柵・歩道などの整備費用、PR用パンフレットなどの作成費用
- ※土地の取得を含まない活動は対象となりません。

<対象となる土地>

- ・ 希少な野生の動植物の保護や、生物多様性の保全が必要な土地
- ・ 各種法制度によって保護されていない土地
- ・ 購入または借り入れについて地権者の理解が得られている土地
- ・ 第三者の権利（抵当権など）が設定されていない土地

助成金交付のイメージ

※1年目に土地購入費、その後4年間、土地の維持管理費を申請するケース

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
土地購入代金	300万円	-	-	-	-
トラスト団体立ち上げ費用	100万円	-	-	-	-
維持管理等費用	-	50万円	20万円	10万円	10万円
計	400万円	50万円	20万円	10万円	10万円

※1～2年目に土地賃借費、3年目に土地購入費と維持管理費を申請するケース

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
土地購入代金	20万円	20万円	200万円	-	-
トラスト団体立ち上げ費用	-	-	100万円	-	-
維持管理等費用	-	-	30万円	-	-
計	20万円	20万円	330万円	-	-



本助成制度を活用して取得した土地には、「pro natura reserve」と書かれた看板が設置されます。「pro natura」は、英語の「for nature（自然のためになりたい）」に相当するラテン語で、自然保護助成基金のモットーです。看板の形や大きさ等の仕様は決まっていますが、看板の色や土地の名称、中央に入れるイラストやシンボルマークは各団体が決定します。土地の名称は、「阿蘇花野トラスト」や「ツシヤママネコ・トラスト」等、守る対象を入れることになっています。

これまでの助成先（一部）



**NPO 法人阿蘇花野協会（熊本
県熊本市）**

ハナシノブやツクシマツモト
等、20種にも及ぶ絶滅危惧種
が自生している阿蘇の草原
100,000㎡（熊本県高森町）



**NPO 法人カラカネイトンボ
を守る会（北海道札幌市）**

埋め立て等によって失われつ
つあり、カラカネイトンボ
など希少な生きもののすみか
となっている篠路福移湿原684
㎡（北海道札幌市）



**NPO 法人トラストサルン釧路
（北海道釧路市）**

道路建設工事が迫る、日本で
は釧路湿原でしか生息が確認
されていないキタサンショウ
ウオのすみかとなっている湿
原160,000㎡（北海道釧路市）



**（公社）生態系トラスト協会
（高知県高知市）**

日本にはわずか 100～150羽し
か生息していないといわれる
幻の鳥・ヤイロチョウのすみ
かとして貴重な照葉樹の森
69,000㎡（高知県四万十町）



**（公財）阿蘇グリーンストッ
ク（熊本県阿蘇市）**

植林により消失が進む、マツ
モトセンノウなどの希少植物
が多く生育する阿蘇の草原
24,000㎡（熊本県阿蘇市）



**NPO 法人霧多布湿原ナシヨナ
ルトラスト（北海道浜中町）**

タンチョウもすむラムサール
条約登録湿地に隣接する広大
な森と湿地958,000㎡（北海道
浜中町・厚岸町）



**NPO 法人エンハンスネイチャ
ー荒川・江川（埼玉県上尾市）**

道路建設や河川改修などの開
発が迫るサクラソウなどの希
少植物が生育する湿地1,210
㎡（埼玉県桶川市）



**NPO 法人ツシマヤマネコを守
る会（長崎県対馬市）**

対馬にしか生息せず、絶滅の
危機に瀕しているツシマヤマ
ネコの重要な生息地となっ
ている山林21,000㎡（長崎県対
馬市）

※これまで14団体にトラスト地を取得する費用等を助成しています。

問い合わせ・申請書類の送付先

公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会 助成金係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

Tel. 03-5979-8031 / Fax. 03-5979-8032

※緊急の場合は、募集期間に限らず随時受け付けていますのでお問い合わせください。